

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 26日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県藤枝市源助301

氏名 科研製薬株式会社 静岡工場

木村恵三

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 054 - 635 - 2290

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	科研製薬株式会社静岡工場		
事業場の所在地	静岡県	藤枝市	源助301
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	362億円
③ 従業員数	383名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙2参照

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	動・植物性残渣	382.000 t
	汚泥（泥状のもの）	2,169.000 t
	廃プラスチック類	46.000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	5.000 t
	一般廃油	4.000 t
	廃酸	0.160 t
	廃アルカリ	0.055 t
	木くず	5.000 t
	（これまでに実施した取組） ・生產品目の見直し。 ・不良品の削減 （ISO活動実績：コンタミ防止、機器のトラブルによる不良品の削減） ・排水処理施設の安定稼働 ・分別の徹底により資源化（有価売却）をすすめる	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	動・植物性残渣	400.000 t
	汚泥（泥状のもの）	2,200.000 t
	廃プラスチック類	40.000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	4.000 t
	一般廃油	3.000 t

④計画		廃酸	0.500 t
		廃アルカリ	0.500 t
		木くず	4.000 t
	(今後実施する予定の取組) ・分別の徹底 ・I S Oの目標に沿った活動： 機器の保守整備推進・コンタミ防止対策・自主保全の強化により不良品を削減		
産業廃棄物の分別に関する事項			
	①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラ類・廃油類・ガラス類・木屑等に分別。	
	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別の再検討による資源化の推進。 ・廃プラの細分化。 ・分別徹底の再教育。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量
		0.000 t
		(これまでに実施した取組)
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量
		0.000 t
		(今後実施する予定の取組)

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和 5年度）実績】
--	-----------------

①現状	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	1,791.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
(これまでに実施した取組) ・生產品目の見直し			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	1,800.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組) ・排水処理施設の安定稼働			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
	【前年度（令和 5年度）実績】	

産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
動・植物性残渣	0.000	382.000	0.000	0.000	382.000
汚泥（泥状のもの）	342.000	342.000	0.000	0.000	379.000
廃プラスチック類	41.000	46.000	0.000	0.000	46.000
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	5.000	5.000	0.000	0.000	5.000
廃酸	0.160	0.160	0.000	0.000	0.160
廃アルカリ	0.055	0.055	0.000	0.000	0.055
一般廃油	4.000	4.000	0.000	0.000	4.000
木くず	5.000	5.000	0.000	0.000	5.000
(これまでに実施した取組) ・生產品目の見直し。 ・不良品の削減。 (ISO活動実績：コンタミ防止・機器のトラブルによる不良品の削減) ・排水処理施設の安定稼働。					

①現状

【目標】						
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
②計画	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	動・植物性残渣	0.000	400.000	0.000	0.000	400.000
	汚泥（泥状のもの）	400.000	363.000	0.000	0.000	400.000
	廃プラスチック類	35.000	40.000	0.000	0.000	40.000
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	4.000	4.000	0.000	0.000	4.000
	一般廃油	3.000	3.000	0.000	0.000	3.000
	廃酸	0.500	0.500	0.000	0.000	0.500
	廃アルカリ	0.500	0.500	0.000	0.000	0.500
	木くず	4.000	4.000	0.000	0.000	4.000
	(今後実施する予定の取組) ・分別の徹底 ・有価売却品への検討 ・ISOの目標に沿った活動：機器の保守整備推進・コンタミ防止対策・自主保全の強化により不良品を削減					
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理の工程

別紙1

種類	廃棄物名	中間処理方法	最終処分方法
動植物性残さ	醗酵粕	発酵	肥料化
汚泥	排水余剰汚泥		
	廃棄医薬品	焼却	路盤材
	廃棄薬品	焼却・詰替混合	路盤材
	汚泥	溶融	路盤材
廃プラ	PTP屑	破碎	固形燃料
	廃プラスチック	破碎・分別	固形燃料
		分別・圧縮	固形燃料
	塩ビ	圧縮	固形燃料
	廃プラスチック	混練	高炉還元剤
	成型プラスチック(大型)	破碎・圧縮	固形燃料
	廃プラスチック	焼却	路盤材
破碎			
金属	金属類(複合)	溶融	路盤材
ガラス	ガラス・陶磁器屑(石綿含有なし)		
	ガラス・陶磁器屑	破碎	路盤材
木くず	木屑	選別・チップ化	ボイラー燃料
廃酸 廃アルカリ	廃酸	中和	路盤材
	廃アルカリ	中和	路盤材
廃油	廃油	焼却	路盤材
		焼却	助燃材
		油水分離	燃料
		再生	燃料

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

